



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新中國に於ける金融制度に付いて:その歴史的意義
Author(s)	三木, 毅
Citation	北海道大學 經濟學研究, 3, 143-172
Issue Date	1952
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30992
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_P143-172.pdf



新中國に於ける金融制度に付いて

—その歴史的意義—

三 木

毅

曾て、G・クラークは「共產主義は支那社會の基礎と小集團制度—村落・同業組合・家族—の直接的反對物である。西洋文明と資本主義の經濟では、共產主義と比すればまだしも支那人の生活の深い底流と甚だしく背馳してない」「舊ロシアはロシア共產主義の種子が根を降し、且繁榮し得たが、支那の制度はかゝる種子に取つて確固不毛の地を提供するに過ぎない」と述べているのであるが、今日かゝる見解は、既に何人の認める處ではないはずである。

然し「中國に於て共產主義者の軍事的政治的勝利にも拘らず、中國は共產主義國ではあり得ない。それは共產黨によつて支配せられる國である。これは中國外の人々にとつては重要な區別ではないが、中國人民にとつては重要なことである。中國の共產主義者は新民主主義と呼ばれる基本的計劃によつて彼等の鬭争に勝利を得た。この特殊の政策をもつ中國共產黨と行動を共にしながら、多くの中國人民は新民主主義を非共產主義と考えている。共產主義よりも

新民主主義を喜んで受入れている。大部分の共產主義者の最も積極的な支持者でさえ、共產主義を信ぜず新民主主義を信じている」とする所見に對しては、恐らくこれを全く否定し去ることをしないであらう。

新中國の社會的經濟的結構とその諸政策の現實に照して、この所見は正鵠を射たものと言ふべきであるが、新中國を非共產主義國と斷じ、中國人民が新民主主義を非共產主義と考へてゐるとする點に、G・クラークの見解に寄せる所謂希望的觀測を生じるものであつて、これに對して少しく説明を加へることをしなければならぬ。

舊中國の經濟は、資本主義的でもなく、封建主義的というでもない、正しくは、外國資本主義の收奪的對象たる殖民地的・半殖民地的・半封建的經濟と稱すべきものであり、其處にこの國特異の經濟的進化の法則を見出しうるものであつた。これは、手工業を主體とする前資本主義的經濟に爛熟する外國資本主義的經濟が攙合せられ、中國經濟が外國勢力によつて飄騰せられる關係に、換言すれば、所謂中國の國際性及び地方性と言われる二面の性格の中に、更に中國古來の背骨的思想たる中華思想が地方性と結付き、國際性と相反撥し合うという關係に造出されたものであつた。

この獨自の法則が、特に外來思想に對してとられるとき、所謂中國化と言われるものであり、新中國に於ける新民主主義は、かの人民民主主義の中國化的所産に外ならない。

即ち、新民主主義は「マルクス・レーニン主義を中國化し、また歴史的遺産とさらに實際社會の要請に即應するよう⁴⁾に仕上げた」ものであつて、これによつて「殖民地的・半殖民地的・半封建的舊經濟および舊文化の形態」を排除し「中華人民の新政治・新經濟および新文化」を建設せんとするものとせられる。建設すべき新政治とは「勞働者階級の指導にかゝる勞働者農民の連盟を基礎とする、各民主階級の人民民主專政を團結させ、帝國主義・封建主義および官僚主義に反對する」ものであり、新文化とは「國家建設の人材を培養し、封建的・買辦的・ファシスト主義的思

想を肅清し、人民のために服務する思想を發展させる」ものであり、新經濟とは「中國に於ける帝國主義國家の一切の特權を取消し、官僚資本を沒收して人民の國家所有に歸せしめ、漸次封建主義的土地所有を改變して農民的土地所有とし、國家公共財産を保護し、労働者農民・小資産家と民族資産家の經濟的利益および其の私有財産を保護し、新民主主義的人民經濟を發展させ、一步一步農業國を變じて工業國となさしめる」ものである。⁸⁾

- 1) G. Clark ; The Great Wall Crumbles, 1935, 荒畑勝三譯「支那の解體と再統一」三九一—三九三頁。
- 2) Dook Barnett ; Profil of Red China, Foreign Policy Reports, February 15, 1950, p. 239.
- 3) 毛澤東、新民主主義論。
孫中山、三民主義。
- 4) 朱德、中國共產黨創立記念三十周年演說。
Fred W. Riggs ; The Economics of Red China, Foreign Policy Reports, June 7, 1951, p. 61.
- 5) 毛澤東、前掲書。
- 6) 中國人民政治協商會議共同綱領 第一條。
中國人民協商會議組織法 第一條。
中華人民共和國中央人民政府組織法 第一條。
- 毛澤東、前掲書。
- 7) 共同綱領 第四十一條。
毛澤東、前掲書。
- 8) 共同綱領 第三條。
毛澤東、前掲書。

この新民主主義的經濟政策の根本方針は「公私兼顧、勞資兩利」の原則の下に「個人的資本主義の發展を束縛」す

るものではなく、かえつて「資材資金の面で助長援助する」ものであつて、國營經濟、合作社經濟、公私合營經濟及び私營經濟¹⁴⁾を調劑し、國營經濟の指導の下におのおのその所得、以て分工合作の効をあげ、計劃的經濟を實現せんとするのが新民主主義的經濟の結構であり、目的である。¹⁵⁾

9) 毛澤東、經濟問題與財政問題。

共同綱領 第二十六條。

10) 毛澤東、論聯合政府。

11) 『大銀行、大工業、大商業は共和國の國有に歸せられる。孫文のいつたとほり「およそ本國人および外國人の企業にしてあるいは獨占的性格を有するもの、あるいはその規模があまりにも尨大で個人の力では經營し得ないものは、たとえば、銀行、鐵道、航空等の如きは、國家によつてこれを經營し、私的資本制度によつて、國民の生計が左右せられることがないようにする」。これが新民主主義共和國の經濟構成の正しい方針である(毛澤東、新民主主義論)。

共同綱領 第二十八條、國營經濟は社會主義性質の經濟である。凡そ國家經濟の命脈と關連し、又國民生計を操縱するに足る事業はひとしく國家の統一經營に由るべきである……。

12) 「われわれの合作社は、國內の他の仕方の合作社の合作運動と異なる。これらの目的は、富農と大資本との機構であるが、われわれのは大衆の利便をはかるのが目的で、空想的社會主義的合作運動とも違ふ」(林祖國、民國三十一年度施政報告、尙經濟建設)。

共同綱領 第二十九條、合作社經濟は半社會主義性質の經濟であり、完全な人民經濟の一個の主要な組成部分である……。

共同綱領 第三十八條、合作社に關して……廣大なる勞働人民が自願原則に基いて合作社を發展させることを獎勵し扶助する。

城鎮に於ては又鄉村に於ては販賣合作社、消費合作社、生産合作社と運輸合作社、工場、機關および學校に於ては先づ第一に消費合作社を組織すべきである。

尙中國に於ける合作社の濫觴は一九二四年華洋義賑會による河北省香河縣に於ける開設に係るものである。然し、從來の實績

からすればやゝ顯著なはたらきを残したのは信用合作社のみである、がこれとて商業資本的高利性に依存する銀行資本の農村收奪の機關であるに過ぎなかつた。(王承志、中國金融資本論、一八二頁)

周恩來は一九五〇年政治、經濟、文化報告の中で、合作社の現況を次の如く述べている。「本年七月の統計によれば、全國の合作社はすでに社員二千万人以上をもち、その資本金は五千五百億元で本年第一、四半期の全國合作社の營業總額は三万八千五百億元に達した。東北區、華北區、および華東區の舊解放區は最も合作社の發展している地區で、東北の合作社が一九四九年に買付けた又賣り捌いた商品は高粱に換算して百三十余万屯に達し、東北における公營商業機關の營業總額の四〇%にあつてゐる」

13) 共同綱領 第三十一條、國家資本と私人資本との合作的經濟は國家資本主義性質の經濟である。必要にして可能な條件の下に於て、私人資本を國家資本主義の方向へ、例えば國家企業のための加工、或は國家との合營、或は租借の形式による國家企業の經營、國家富源の開発等を獎勵すべきである。

14) 共同綱領 第三十條、凡そ國計民生を有利ならしめる私營事業は人民政府が其の經營の積極性を獎勵し、並に其の發展を扶助すべきである。

「民族資產階級は現段階においては、極めて大きな重要性をもつ」(毛澤東、論人民民主專政)

私營企業正確發展の途徑、人民日報一九五一年一月一七日社説。

私企業の取締規律として一九五〇年一月二十九日公布「私營企業暫行條例」(四章二十一條)がある。

15) 周恩來報告「中國人民政治協商會議共同綱領」起草經過。(經濟政策)

かゝる經濟政策なり、經濟的機構からすれば、新中國を指して非共產主義と呼ぶことは誤りではない。然し留意べきは新民主主義的經濟はこの國家が目指す究局の體制ではないということである。即ち「中國の社會的性格は、殖民地的、半殖民地的、半封建的性格であり、このことは革命が二つの段階に分れなければならないことを規定している。その第一歩では、この殖民地的、半殖民地的、半封建的社會形態を改變し、これを一つの獨立した民主主義の社會に轉化させ、第二歩では革命を前進させ、一つの社會主義的社會を建設せねばならない。現在の中國革命はこの第一

歩である」「かゝる殖民地的、半殖民地的革命の第一段階、すなわちその第一歩は、その社會的性格からすれば、基本的には依然としてブルジョア民主主義であり、その客觀的要求はなお依然として資本主義發展途上の障礙を一掃することである」「しかしかゝる革命はブルジョアジーに指導された資本主義社會とブルジョア獨裁國家の建設を目的とする舊い革命ではなくて、新しいプロレタリアートの指導もしくは指導的參加によつて行われる處の、第一段階において新民主主義社會を建設し、又各革命階級の連合獨裁國家を建設することを目的とする革命である」¹⁶。随つて新民主主義的革命は尙「資本主義發展の途を清める」¹⁷ものとして、それは只“modus vivendi”に過ぎない。

それ故、新中國をして非共產主義國と斷じるのはかかる「過程として」の前提の上にのみ認容されねばならない。要するに、新中國を非共產主義國と考え、又社會主義と見ることは、共に一面の現實を指摘するものとして正しい。然しこの新民主主義的過程のよつて立つ中國の歴史的現實を無視しては、いづれにせよそれは「倭人觀場」の誹りを免れ得ないと言われなければならない。¹⁸

16) 毛澤東、新民主主義論。

周恩來、前掲報告。(綱領問題)

17) 毛澤東、連合政府。

18) F. W. Riggs ; op. cit. p. 12.

尙 O. B. Sprengel, R. Guillan, M. Lindsay ; New China, 1951.

「金融事業は國家の嚴格な管理を受くべきである。貨幣發行權は國家に屬する。外國貨幣の國內に於ける流通を禁

止する。外國爲替、外國貨幣および金銀の買賣は國家銀行の經理に由るべきである。法に依り營業する私人金融事業は國家の監督と指導を受くべきである。凡そ金融投機を行い、國家金融事業を破壊する者は、嚴重な制裁を受くべきである」。

中國政治協商會議共同綱領²⁾に示される新中國の金融政策の大綱である。金融事業の國家管理、貨幣發行權の國家歸屬等に關しては、いづれも社會主義を標榜する國家に於て、否少くとも近代國家に於ては一個の經濟的型式なのであつて、今ことさらに揚言する必要はないはずである。

然し、貨幣發行權の國家歸屬、總じて金融制度の統一といふことは、一八四二年開口以來中國百年の懸案であつてこの簡略な綱領上に實は中國近代の歷史的要請が凝結してゐるのである。

中國に於ける金融制度統一の實際的な工作は一八九六年の中國通商銀行の設立に係るものであるが、爾來五十年を經過して遂にその統一工作が結實することなく推移した事情は、一言して表現すれば、それは中國經濟の變態的特異性に由るものである。

王承志は言う「われわれが中國の金融の特殊性を考察するに當つて、しばしば幾多の困難に遭遇する。何故ならば中國の金融業は秩序整然たる有機體ではなくして、その内部に極めて複雑且つ畸型的な要素を含んでゐる」³⁾と。

この複雑且つ畸型的な要素を馬寅初は「中國の金融業は中國商業銀行、錢莊および在華外國銀行」の三集團であり「この種の金融集團は、利害一ならず、各自謀をめぐらすものであつて、就中、中外兩集團に於て甚だし」⁴⁾「(1) 中外金融機關は各々鴻溝を劃して居り、外國銀行は儼然として外國にある如く、無統一の組織である。中國の金融機關は銀行と錢莊あり、その差別が嚴重で、お互に嫉視し、無統一の樞紐である。(2) 外國銀行は一集團をなすが、英、米、佛、日、白等の國別あり、派によつて混亂し、同床異夢、各々本國の法律を適用し、本國の侵略政策を遂行し、無統

一である。(3) 錢莊も滙劃莊と小莊あり、滙劃莊は規模が最も大きく、滙劃總會の會員である。小莊は元、享、利、貞の四種あり、元字莊は比較的大きく滙劃總會に加入しう。他は加入出來ず、所謂加入者代理收解をなしている」とする關係に由來するものと述べ、その「流弊百出」の原因を掲げているのである。

中國の開國は一八四二年の所謂南京不平等條約によるものであるが、これは同時に外國資本に對する無條件的門戶開放を意味するものであつた。一八四二年早くも東方銀行 (Oriental Banking Corporation) 設立せられ、一八五四年有利銀行 (Chartered Mercantile Bank of India, London and China) 一八五七年麥加利銀行 (Chartered Bank of India, Australian and China) 一八六五年滙豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation) 一八九九年東方滙理銀行 (Banque de l'Indo-China) 橫濱正金銀行、德華銀行 (Deutsche Asiatische Bank) 一九〇三年花旗銀行 (Natal City Bank of New York) 美豐銀行 (American Oriental Banking Corporation) 等相次いで開設せられ、一九二五年末には實に四十六行に及び、爾來これらの在華外籍銀行は、外國資本の中國經濟支配機構の中心機關として、「君臨中國」の地位を占めつゝあつたのである。

- 1) 共同綱領 第三十九條。
- 2) 一九四八年八月—十一月二三日に於ける新政治協商會議準備會によつて計畫され、一九四九年九月二一日各界代表六六二人の參加によつて成立、全體會議、全國委員會、地方委員會の組織をもつ。尙中國人民政治協商會議組織法は六章二十條より成る。
- 3) 一九四九年九月二九日中華人民政治協商會議第一回全體會議通過、序言及び七章六十條より成る。
- 4) 王承志、中國金融資本論、一一二頁。
- 5) 馬寅初、中國銀行論、三六一頁、三六一—三六二頁。

6) 吳承禧、中國的銀行、一〇五——一〇六頁。

Chen Chia Tsun ; Das chinesche Bankwesen, 1939, ss. 45—46.

當時中國經濟は手工業を主體とする前資本主義的經濟であつて、未だその内に産業革命への自發的機運を醸造するに到らず、民族資本の蓄積も新時代に即應する經濟的發展の原動力たる程度に培養されては居らない。随つて外國資本による中國經濟の支配⁷⁾は急速且つ廣範に亘つて進められ、中國經濟に於ける交換及び生産の全過程にその支配的勢力を滲透せしめ、かくて中國經濟は、外國經濟に對する原料供給源として、又その生産物の消費市場として收奪され殖民地的地位に逼塞せざるを得ない狀態であつた。⁸⁾

かゝる事情は、もとより外國資本の帝國主義的性格に基くものであり、又中國爲政者の失見によつて招來されたものであるが、然し金融市場に於ける外國の支配機構に對抗すべき、中國自體の近代的金融機關の欠如によること又明かである。

時に、錢莊は「錢業居百業之首」と稱せられ、中國經濟に於て、傳來の地盤を有するものであつたが、外國資本に對抗し、新時代の要請たる産業資本の需要に適應することは凡そ不可能であり、錢莊による金融一元化はその前時代的性格から期待しえず、この爲新式銀行設立の機運が漸く醸造せられるに到つた。而も當時通貨に於て統一なく、外國銀行の發券あり、莊票あり、軍票あり、更に地方銅錢に加えて外國銀幣あつて混亂し、幣制確立上中央銀行の創設が切に要請せられる處であつた。¹¹⁾

かくて一八九六年中國通商銀行の開設となり、次いて一九〇五年中央銀行として戶部銀行の創辦を見、浙江興業銀行（一八九八）四明商業銀行（一九〇八）等の私行相次いで設立せられ、一九三一年頃には一五〇余行の開設を算す

るに到つたのである。

然し中國銀行の設立は、外國銀行の設置に遅るゝこと五十年、産業資本の分野に於て既に外國銀行が支配的勢力を扶植した後であり、随つて中國銀行は商業資本の高利性に於て發展せざるをえない、が商業資本の分野には尙錢莊が主動的地位を占めつゝあり、この分野に於ける中國銀行の發展も極めて狹隘な出路を見出すに過ぎないのであつて、銀行資本が地産券、公債等の證券投資を促した一因はかゝる事情に基くものと考えられるのである。要するに中國銀行は産業發展の所産ではなく、その開辦の基礎を官僚、軍閥及び地主の投資に置くものであつて、かゝる存在が一層政府の公債發行或は紙幣發行の利に便乗する關係を強め、このことが又銀行と經濟との結付きを益々稀薄ならめ、更に銀行行政に於て官僚、軍閥等が支配的權力を握る禍根を招來するものとなつた。¹²⁾

中國銀行の設立は新時代の發展の機運に投ずるものであつたが、當代の要請たる産業資本の育成に資する處少くして、外國銀行の下風に買辦化し、金融一元化工作に錢莊と牆に相はむ結果を來し、むしろ中國金融制度上益々複雑な要素をもたらしものとなつたことは、中國經濟のもつ特異性において當然の歸結であつたと言わなければならない。¹³⁾

7) 對華投資及び借款左の如し。

一九三一年投資		米ドル	全體の%
英	一、一八九、二〇〇、〇〇〇		三六・七
日	一、一三六、九〇〇、〇〇〇		三五・一
露	二七三、二〇〇、〇〇〇		八・四
米	一九六、八〇〇、〇〇〇		六・一
佛	一九二、四〇〇、〇〇〇		五・九
獨	八七、〇〇〇、〇〇〇		二・七

白	八九,〇〇〇,〇〇〇	二・七
和	二八,七〇〇,〇〇〇	〇・九
伊	四六,四〇〇,〇〇〇	一・四
スカンデナヴィヤ諸國	三,九〇〇,〇〇〇	〇・一
計	三二,二四二,五〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇
同借款	米ドル	全體の%
英	二二五,八〇〇,〇〇〇	三一・八
日	二二四,一〇〇,〇〇〇	三一・五
佛	九七,四〇〇,〇〇〇	一三・七
伊	四二,〇〇〇,〇〇〇	五・九
米	四一,七〇〇,〇〇〇	五・九
和	一八,七〇〇,〇〇〇	二・六
獨	一二,〇〇〇,〇〇〇	一・七
スカンデナヴィヤ諸國	九〇〇,〇〇〇	〇・一
計	七一〇,六〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇

(C. F. Renner ; Foreign Investment in China, 1933, pp. 69—70.

8) K. S. Latourette ; The Chinese ; Their History and Culture, 1934, Chapt. XX—XXI

9) 王承志、前掲書、六六頁。

10) 錢莊は乾隆時（一七三六—一七九五）浙江紹興商人によつて創始されたと言われる。左記の種類あり。尙血縁的出資的結合として連を、同郷的地縁的結合として幫をもつ。

○滙劃莊 錢莊中最も代表的なもので近代銀行業と比肩する營業内容をもつ。主として對人信用をなす。滙劃總會を組織する。

○元字莊 挑打或は挑擔錢莊の名あり、この名は古來現金を肩挑分送（肩に擔いで運ぶ）したるに由る。現金業務を主とし、預金、貸付、現金輸送を行う。滙劃總會に入る。

新中國に於ける金融制度に付いて 三木

○草字莊 關門挑打錢莊とも言われ、主として兩替、現金輸送を行う。現金業務は滙劃莊又は元字莊に依託。

○利字莊 折兌錢莊の名あり、専ら現金賣買を行い、爲替業務をも行う。

○貞字莊 兩替専門故兌現錢莊、小賣商店を營むもの多く門市錢莊、兩替が少額故零兌錢莊、煙草紙類の販賣を兼營するため煙紙錢莊という。

(楊蔭溥、上海金融組織概論、三〇—三一頁)

11) 胡燏棻、內政改革案(一八九五年)。

何幹之、中國社會經濟結構、六〇頁。

張家驥、中華幣制史、四—五頁。

12) 王承志、前掲書、四頁。

崔敬伯、危機交迫之中國財政與金融、方顯延篇、中國經濟(下)、八五九頁。

中國銀行が外國銀行及び錢莊の下風に立つ一面を手形交換に見る事が出来る。即ち、中國銀行の據票交換所の開設は漸く一九三三年であり、それ以前は錢莊に依存するものは滙劃票據を滙劃總會に、外國銀行に依存するものは劃頭票據と滙豐銀行に委託交換をなしていた。尙三者の勢力を示すものとしては、拂込資金について一九三三年中國銀行(國立、省立、市立二四を含めて一五九行)二億六千五百萬元、一九三五年外國銀行(二四行)六億四千七百萬元、*一九三七年錢莊(約一〇〇〇)七千萬元、預金について中國銀行二七億元、外國銀行四九億五千萬萬元(章乃器、中國貨幣制度往那裡去、七頁)

*沈雷春「中國金融年鑑」に依る。但し、香港を含み、甘肅、陝西(大部方)、貴州、雲南、新張、察哈爾、寧夏を含まず。

舊中國に於ける金融制度統一工作失敗の最大原因は、外國勢力と國內封建勢力の重壓から自主的な統一工作を貫徹しえなかつた事情に由るものである。もとより金融問題のみならず一切の經濟問題は、この國の殖民地的、封建的性格を排除することなしに、その根本的な解決はあり得ない。

新中國に於ける新民主主義的政策のもつ意義は、何よりも先づかゝる立場に於て理解しなければならない。

既に明かにした處であるが新民主主義的經濟の結構は公私兼顧の原則に基くものであり、金融機構も又隨つて公私兼顧的組成部分をもつ。即ち新中國の金融機構は、國家銀行、公私合營銀行、私營金融業、信用合作社及び農業互助グループにとつて必要ある民間の信用組織を以て構成せられる。¹⁾

國家銀行は、中央銀行として國庫業務と發券業務を統轄する中國人民銀行と、その下部機關たる中國銀行は外貨管理を、交通銀行は基本建設の投資及び監督を、農業合作銀行は農業合作事業の援助を、人民保險公司是災害防止、生産、建設の保護、人民の生命財産の保障を、それぞれ分掌している。

この國家銀行の組織構成は、外見上舊中國と大差はない。舊中國の國家銀行は中央銀行として一九〇五年の戶部銀行の設立が先驅をなすものであつて、一九〇八年大清銀行に改組され、大清銀行は一九一二年民國成立と同時に中國銀行と改稱せられた。處が中央銀行たる性格に於て一九〇七年開設の交通銀行と双生兒的存在となり、下つて一九二八年中央銀行の創辦によつて、中國銀行は外貨管理銀行として、交通銀行は發展實業銀行として改組再出發したのであるが各々紙幣の發行を行い、更に一九三五年農村金融銀行として設立せられた中國農民銀行が一九三六年發券權を

特許せられるに到つて、それぞれ發券に關して中央銀行たるの性格をもち、爲に業務上の分掌明確ならず、中央銀行の統制は著しく阻害せられ、隨つて、新中國の如き統一的な國家銀行の組織をもつことは曾てない。

公私合營銀行は、一九四九年には既に全國私營銀行の七割、業務の八割以上に及んで居り、これは更に國家銀行として再組織せられつゝある。

信用合作社は、社會主義的性格をもち、農村に成立した生産合作社と購買合作社の業務を密接に結付ける専門的な信用機關である。

農村互助グループの民間信用組織は、國家銀行の不足を補う意味をもつ地區的機關であつて、ある地區に於ては國家銀行以上の貸付資金をもつものがあると言われる。

私營金融業は、銀行及び錢莊であるが、一九四九年全國に尙八百家あり、上海に於ては倒産、停業又は整理中のもの百二十家、現存七十八家、これらは政府の積極的な提唱によつて連合銀團に組織せられ、放資、準備等に嚴重な統制が加えられ、更に最近激しく展開せられる五反運動によつて、その資本主義的性格が徹底的に肅清せられつゝある。

連合銀團の主要任務は、第一に、銀行錢莊の信用と名譽を提唱強加し、先づ以て勞資協調と收支の平衡を來さなければならぬ。第二に、集團に参加した銀行と錢莊は互助互利の原則の下に一切の預金、放資の業務を推進し、合理的な發展をたゝかいと、以て盲目的な競争を回避する。第三に、計劃的に工商業を扶助し、游資を地方に疏通誘導する。第四に、國家銀行の指導を便ならしめる爲、散漫な狀態を團結させ、以て新民主主義的經濟政策を適切に配合する。とせられるが、一九四九年九月—二月上海に於て、上海、中國墾業等八銀行、福源、寶豐等四錢莊及び中一信託公司を以て第一連合銀團、惇叙商業、永享商業等五銀行、順康、福康等六錢莊及び上海中國信託公司を以て第二連合銀團、由仁和、五豐等十二錢莊を以て第三連合銀團、他に天津私營銀行業連合銀團（一九〇年四月三〇日）、北

京私營行莊連合（四月二八日）あり、南京、濟南、青島（以上一月）杭州、無錫（一九四九年十二月）、武漢（一九五〇年三月三月）等重要都市に於て既に組織の完了を見ている。尙金城、新華、聚興誠、中國實業、中南、國華、建業、浙江興業の九銀行で外匯銀團を組織している。

- 1) 王靜然、中國人民銀行、經濟周報、第十三卷、第二十四期。
- 2) 王靜然、前掲書。
- 3) 王靜然、前掲書。
- 4) 王達夫、私營金融業の新生、經濟導報、一八三、一九四九年。
- 5) 王達夫、前掲書。
- 6) 三反運動（反貪污、反浪費、反官僚主義）について行われ、反行賄、反偷稅漏稅、反盜竊國家資材、反偷工減料、反盜竊國家經濟情報の闘争である。この運動は『在五反運動中關於工商戶分類處理的標準和辦法』（一九五二年三月八日政務院批准）『關於五反運動中成立人民法庭的規定』（一九五二年三月二一日政務院通過、二四日命令公布）に準じて處理せられる。
運動の目的は『五反によつて五毒を消滅し、かくて資產階級をして共同綱領と人民政府の法令の範圍内で違法的に事を行はしめ、まじめに、労働者階級と國營經濟の指導の下で國計民生に有利な事業を經營せしめ、國家經濟建設の事業をして繁榮のコースに向つて健全な發展をなさしめること、これがすなわち「五反」運動の根本目的である』（陳毅、爲争取「五反」運動底完全的徹底的勝利而闘争、三月二五日在上海、區增產節約委員會擴大聯席會議上の報告）
王蔭生、打垮資產階級在上海的深溝高壘、一九五二年三月二二日上海「大公報」。
徐中尼、上海不法資產階級三年來的罪惡行爲、新華社上海、一九五二年三月三一日。
王達夫、前掲書。
- 7) 各地私營銀錢業成立聯合銀團、新華月報、第二卷、第二期、三七六—三七七頁。

人民銀行による統一的金融制度の確立は、中國金融史に於ける未曾有の現象であつて、人民銀行の設立は實に一九

四八年八月、戸部銀行設立以來四十年の舊き時代はこの秋を以て終焉したのである。

處で人民銀行の濫觴は彼の邊區銀行であり、隨つて中國の二重の歴史の他の一面に於てこれを説明しなければならない。

一九二八年の國共分裂以後、所謂ソビエト地區に農工銀行が設立されたのであるが、一九三四年「大進行」(The Long March)を経て、解放區の本格的建設に入り、爾來解放區の擴大整備せられるに従つて邊區銀行が相次いで開設せられた。一九四二年頃迄、普察冀、冀魯豫、陝甘寧の各邊區銀行、普西北區の普西北農民銀行、山東地區の北海、魯西の諸行、蘇地區の華中、淮海、江淮、蘇中、惠南の諸行、淮北蘇皖邊區の淮北地方銀號、皖中區の大江銀行、豫鄂邊區の豫鄂建設銀行等が設立せられ、各々邊區及び地區の財政金融を管掌する處があつた。一九四八年以來内戰の發展に伴う解放區の擴大につれて邊區の統合が行われ、隨つて邊區銀行の統一合併も同時に進み、一九四八年一月陝甘寧、普綏の邊區銀行は西北農民銀行に、六月普察冀、普冀魯豫は華北人民銀行に、東北地區は東北銀行、內蒙地區は內蒙人民銀行として統合再出發した。更に八月西北農民、華北、山東の各行は改組せられて、一月一日、茲に中國人民銀行が創辦し、次いで東北及び內蒙古銀行が人民銀行に併合せられ、一九五一年人民銀行による全中國の金融が統轄せられるに到つたのである。

人民銀行に於ける業務の内容及びその目的は、1. 國家企業、機關と恒常的なつながりを持ち、公共機關は人民銀行によつて無現金的清算制度をとり、これによつて國家貿易、財政、生産事業を効果的に組織 2. 國家企業、機關の豫算決算收支制度を掌握し、國家銀行の重點的現金出納計劃制度を確立 3. 公共機關の取引の振替 4. 公から私への資金の運用を把握、以て現金を國家銀行に回收し、公營企業の計劃化を保證し、自由市場に於ける貨幣の流通を抑制 5. 代理回收、舊債務返還の方法によつて對外信用を擴大 6. 基本建設用資金の支拂とせられる。

ここに、懸案たる私營金融業を制御し、閏金融市場を消滅せしめ、個人游資を組織化することが人民銀行の一元的功能によつて可能とせられ、公私兼顧的全金融機關が計劃的經濟の中樞機構として有機的に組成せられるに到つたのである。

8) 王靜然、前掲書。

9) 王靜然、前掲書。

10) 閏金融市場が最も猖獗を極めたのは一九四九年であり、暗息（閏利子）の最高時期は一月二三日、二四日の兩日で毎千元に付き九十元の巨に達したと言われる。一九五〇年三月統一財經工作實施後陸續として下落した。當時の物價指數と市場暗息を示せば次の如くである。

一九五〇年 月 物價指數平均 市場暗息平均（元）

一月	一四九・五	一三・六〇
二月	二〇六・八	一四・二〇
第一週	二三六・一	一四・六〇
第二週	二三三・六	九・五八
第三週	二二〇・五	七・八〇
第四週	二一八・〇	六・八〇
三月（第一週）	二一三・八	六・〇〇

(一) 物價指數は一九三七年一月六月を一〇〇 (二) 暗息毎千元毎回数計算
尙一九五〇年暗息停止後の上海利率委員會の標準利率を示せば、

項目	四月	五月	六月（毎元月息）
預金	〇・〇二五	〇・〇〇七	〇・〇〇六

經濟學研究三

四

一九四九年の中國の財政經濟狀態について陳雲は「この一年の財政經濟狀態はひじように困難であつた」と前置きし、この困難をもたらした原因を分析して次の如く述べている。

「第一に、帝國主義の侵略と國民黨反動派の長期にわたる統治の結果、從來わが國の人民生活に必要な食糧や棉花の少からぬ量を輸入にまつていたこと、水利事業が大破壊をうけ、毎年水害がおこり、とくに一九四九年の災害がもつとも甚だしかつたこと、官僚資本指導の下に、インフレーションが十二年間もつゞけられ、投機が商工業をおさえつけ、人民は日夜通貨の暴落と物價の暴騰におびえて來た。解放戰爭の勝利の結果、以上の遺産を引つがざるをえなかつた。第二に、昨年(筆者註 一九四九年)おこなわれた空前の大規模な革命の進軍にあつて、抵抗しようとしなかつた舊軍隊および舊公務員はすべてそのまゝ採用し『三人前の飯を五人で分けて食う』政策を實行したので、中央政府の財政負擔がひじように重くなつた。そればかりでなく鐵道を復舊しなければならぬし、封鎖された上海を支援する方法を講ずる必要があつた。しかも戰爭によつて都市と農村の物資交流は阻害されていた。稅收ははなはだ少く支出はきわめて大きいという狀態で、しばらく従前通り紙幣の増發によつて尨大な財政の赤字を補うよりほかはなかつた。その結果は、一方において當時の解放戰爭と重點復興の必要にこたえることが出來たが、他方において通貨の膨張と物價の暴騰をさけることが出來なかつたのである」。

それ故「國家財政の困難を克服し、軍事費用と經濟建設のための投資を保證し、以て金融物價の大變動を防止する」³⁾ことは解放後に於ける中國の直面するもつとも切迫した任務であつた。

- 1) 陳雲、一九五〇年政治經濟、文化報告。(財政經濟報告)
- 2) 被害面積 一二、〇〇〇萬畝、被害民 四、〇〇〇萬人、尙一九五〇年の水害は、被害耕地 四、〇〇〇萬畝〔周恩來、一九五〇年政治、經濟、文化報告。(一般報告)〕
- 3) 吳承禧、統一國家財經工作的重大意義、經濟週報、第十卷。
- 4) 周恩來、一九五〇年政治、經濟、文化報告。(一般報告)

かくて一九五〇年三月三日、全國財政收支の統一、全國物資調達の統一、全國現金管理の統一を基本内容とする「統一國家財政經濟工作」⁵⁾の實施となつたのである。

財經統一工作の成果について、周恩來は「本年三月から財政赤字を通貨の増發によつておぎなう必要がなくなつたばかりでなく、逆に本年九月における中國人民銀行の預金總額は、一九四九年十二月にくらべて十六倍以上に増加している」「食料、棉花、綿糸、綿布、石炭、食鹽等の生活必需物資を充分に掌握することができたことと、その物資を輸送し貯藏するというひじように困難な仕事をやりとげたことによつて、投機商人の擾亂にうちかち、全國大都市および被災地域への供給の問題を解決することができた。本年三月以後、全國の物價はすでに基本的に安定にむかつた」と述べ、財政經濟狀態が根本的に好轉したことを示すものではないが、中國經濟が過去の無政府的狀況から遂次ぬけて、一層大きな計劃性をもつようになるであろうことを、確かな根據にもとずいて云うことができると報告している。⁶⁾

新中國に於ける金融制度に付いて 三木

5) 統一國家財政經濟工作（政務院第二十二次政務會議通過）の大要次の如し。

一、全國編制委員會を成立

全國軍政人員を統一編制し調配する。

二、全國倉庫物資清理調配委員會を成立

物資を清查して、隱藏移轉ができないようにし、以て中央財政部による統一調度使用をなさしめ、本年の財政支出と國外に對する發注を減少せしめる。

三、節約を勵行し、定額制度を推行し、囤積浪費を除き、資金の回轉を速め、保管制度を設立し、貪汚を嚴にいましめ、一切の節約可能な支出を節約し、さしあたり必要のないものを後まわしにし、以て財力を集中せしめ、經濟を重點的に恢復せしめる。

四、全國各地の徵收する公糧は、地方附加糧を除く外、全部中央人民政府財政部の統一調度使用に歸せられる。

五、徵收を認可される地方稅以外の、關稅、鹽稅、貨物稅、工商稅の一切の收入は、ひとしく中央人民政府財政部の統一調度使用に歸せられる。全國の大縣市はひとしく國庫を設立し、税金の毎日の入庫を保證すべきである。徵稅を完成する工作を行うため、各地の人民政府は最良の幹部に稅務局長を擔任させなければならない。

六、國內の需給を調節し、對外貿易を組織し、計畫的に物資を供給し、通貨を回收し、各地の國營貿易機關の業務範圍を規定し物資の調達移動を行うことはひとしく中央人民政府貿易部の統一指揮による。

七、政務院財經委員會は現在ある國有工場と企業の管理責任をもつ。公營工場と合作社は法により期日に納稅すべきである。公營工場企業は利潤の一部を期日迄に政府に交付すべきである。

八、人民銀行を國家の現金調度の總機構であり、國庫を代理し、外國爲替を管理し、軍政機關と公營企業の現金を集中し、公私の預金を十分に吸收するやう指定する。

九、中央財政部は、軍隊と地方人民政府の支拂を保證し、人民經濟を恢復せしめるに必要な投資を保證する。

十、中央人民政府財政部は上述九項を嚴格に實行することを認め、國家の財政困難を克服し、軍政費用の支拂を保證し、金融物價の大變動を防止すべきである。このため嚴格完全に執行しなければならない。中央人民政府は適當な法律を制定し、一切の人民の利益を破壊し、國家法紀に違反する分子に對して必要な制裁をあたうべきである。

（吳承禧、前掲書）

6) 周恩來、前揚書。

尙統一財經工作實施後の物價變動に付いて

月 日	物價變動の原因	物價指數
五月二十八日	にせ貨幣交換をおほい	三六一・六
六月九日	銀元兌換と投機猖獗す	一三七・六
六月二十日	金銀の流通使用禁止	一三四九・〇
六月二十五日	析賞貯蓄を行う	一二六三・一
六月二十六日	上海の糧食在庫減少	一三九七・四
七月三十日	海上封鎖開始 風水害頒發	三五四三・八
八月十一日	各地の農産物上海を支援	三五一九・八
十月十一日	各種の物資提供欠くるなし	二八二五・〇
十一月二十五日	通貨の一時的増加による	二八八〇・〇
十一月二十六日	各地財經機關一致の方針により物資を放出投機を打撃す	一二〇四・〇
十二月二十一日		一一八五四・〇
十二月二十一日		一一一〇・〇

※物價指數は一九四九年十二月を一〇〇とす

(王達夫、一年來の利率)

統一財經工作は、その規模と効果に於て中國歴史に比類のない改革と建設活動を展開したのであるが、この工作の中核をなしたものは實に全國現金管理の統一という大事業である。而も現金管理統一のための基礎的條件をなすものは幣制統一工作の發展に外ならない。勿論幣制統一の最後の段階が財經統一工作の實施によつて決定的な工作過程に入つたことは疑もないが、然し各區の邊區銀行券がなお孤立的流通を維持しつゝあるならば、統一現金管理工作の効果ある發展は期待しえないはずである。随つて、現金管理統一工作は幣制統一工作と表裏一體をなすものであり、幣

制統一工作を外にして論ずることはできない。

既に述べた處であるが、中國に於ける近代制銀行の設立は中國通商銀行を以て嚆矢とする。この中國通商銀行は純然たる中央銀行ではないが企圖に於て幣制統一工作の先驅をなすものであつた。⁸⁾ 中央銀行たる戶部の設立は一九〇五年であり、庫平銀幣を鑄造し、兌換券を發行せんとするものであつたが實施に到らず、一九〇八年大清銀行に改組せられ、大清銀行は銀兩票、銀元票を發行するところあり、兌換券發行に關して新紀元を劃するものとなつた。

當時、秤量貨幣として馬蹄銀¹⁰⁾あり、鑄貨として大洋¹¹⁾(元)、即ち外國銀幣及び中國銀幣¹²⁾あり、小洋¹³⁾(角)あり、銅元、銅錢¹⁴⁾(文)あり、紙幣については既に中國通商銀行券を見たのであつたが、同時に奉天官號、吉林官號、黑龍江官號、更に直隸、浙江等の私行及び外國銀行の發行券あり、加之、錢莊、商號の私票あり、軍票あり、それぞれ銀兩票、銀元票あり、大洋票、小洋票あり、銅元票、制錢票あつて各々流通區域を異にし、價值同一ならず、單位は兩、元、文の三系統あり、全く五花八門の狀況であつた。¹⁷⁾

7) 陳雲、前掲書。

一九五〇年一月一日公布 貨幣管理實施辦法(六章、五五條)、貨幣收支計劃編製辦法(六章、三六條)

8) 張家驥、中華幣制史、六頁。

9) 試辦銀行章程、第二十條、本行擬印紙幣分、庫平銀一百兩、五十兩、十兩、五兩、一兩五種……。

10) 馬蹄銀は主として輸入條銀によつて改鑄され、熔解は「爐房」なる私的店舗に委任される。隨つて馬蹄銀はこの爐房の店舗名營業地および爐の番號を打型で刻印される。

11) 外國銀幣はカラス弗(本洋)(Carolus dollar)、ボリヨフ弗(Bolivian dollar)、チリ弗(Chilean dollar)、ペルー弗(Peruvian dollar)、ニカラゲ弗(Nicaraguan dollar)、メキシコ弗(墨銀、鷹洋、英洋)(Mexican dollar)、アメリカ貿易弗(American trade dollar)、サイゴン・ピートル(Saigon Piaster)、日本銀圓(日本圓銀)、日本龍洋、龍番(Japanes

silver dollar) 英國弗 (香港弗、站人洋、杖洋) (British dollar)

(E. Kann; The Currencies of China, 1934. 宮下忠雄譯「カン支那通貨論」一三六頁)

12) 台灣と福建の銀元、龍洋 (龍幣) (Dragon dollar) 民國時代の銀元 (開國紀念幣、孫逸仙銀元、黎元洪銀元、共和紀念幣、

洪憲紀元幣、曹錕紀念幣等) (カン、前掲書、二九四—二九九頁)

13) 洋角、角子、毫子、毫洋等と稱せらる。五角 (中圓)、二角 (雙角、雙毫)、一角 (單角、單毫)、五分 (半角、半毫) の各種

(カン、前掲書、三一五頁)

15) 14) カンは云う「數千年の間、銅貨は支那に於ける主たる流通の手段を形成して來た」(前掲書、一一二頁)

一九三六年發券權を有する中國銀行は三十六家その額六五三、五二九、七五六元に及ぶ。この他の商號錢號等の發券枚舉にいとまなし。(中國紙幣發行及其流通狀況之解剖、中行月刊、第十一卷、第二期)

尙外國銀行の發券大要次の如し。

東方滙理銀行—安南、雲南、廣西等。滙豐、麥加利、有利銀行—香港、租界。正金、朝鮮、台灣銀行—舊東三省。その他華比

花旗、大通、德華の諸行發券あり。(王承志、中國金融資本論、一二一頁)

一九二七年各行の後券額を示せば

東方滙理銀行	六七六、一三五、三二二元
朝鮮銀行	一二四、八六三、八七三元
台灣銀行	五三、六一、二六七元
滙豐銀行	五二、六四〇、九八四元
麥加利銀行	一九、八四三、三四〇元
正金銀行	八、七五一、六六一元
華比銀行	五、六一〇、六九八元
有利銀行	二、三四五、三六〇元
美豐銀行	八九〇、〇五〇元
花旗銀行	一九七、九九〇元

新中國に於ける金融制度に付いて 三木

德華銀行

六七・六八七元

(楊蔭溥、中國金融論、二二—二三頁)

16)

兩系統 一兩 (Teal) = 十錢 一錢 (Mace) = 十分 一分 (Candareen) = 十釐 一釐 (Cash) = 十漚
元系統 一元 (Dollar) = 十角 一角 (Dime) = 十分 一分 (Cent) = 十釐

文系統 一文 (Cash) の千倍 = 一串 (吊) 文

17)

楊蔭溥、中國金融研究、四〇—四二頁。

大清銀行は兌換券發行の外に、舊幣處理のため一九一〇年、所謂大清銀幣(元)を鑄造したのであるが、實効なく、一九一二年改組せられて中國銀行となつた。蓋し中國銀行は國庫業務の取扱ひ、兌換券發行、鑄貨等に關して完全中央銀行制度について新機軸をなすものであつたが、先に開設せられた交通銀行はそのまゝ兌換券の發行を持續し、清朝時の「銀行通行條例」(一九〇八年)における「發行市面通用銀錢票」の多數發行制が默過せられる結果となり、反革命後遂に一九一六年兌換停止、不換紙幣發行によつて「取締紙幣條例」による發行抑制、舊幣回收も有名無實に終つたのである。其の後「公庫制大綱」(一九二三年)¹⁸⁾は實施に到らず、「領用兌換辦法」¹⁹⁾は、統一工作に資するところなく、かえつて發券銀行間の勢力擴大と、發行運用に伴う利益追求の具に供され、多數發行制の紊亂を深刻ならしめるものであつた。貨幣價値の變動と不換紙幣による經濟的收奪²⁰⁾の結果、民族資本は外國銀行に逃避し、中國銀行の中國經濟に占める地位を益々弱體化したのである。

一九二八年、國民政府南京に都し、中央集權の實をあげ得るに到つて、同年、中央銀行設置せられ、中國銀行は外國爲替の管理、交通銀行は實業投資銀行として中央銀行の下部機關として再出發し、越えて一九三三年「銀本位鑄造條例」公布せられ、所謂「廢兩改元」せられて、幣制上新紀元をもたらしむることとなつた。從來から洋銀條の投機を營

業の對象とする錢莊と兩の存續をのぞむ外國銀行の素制によつて、兩元統一は極めて困難とされていたのであり、廢兩改元の成功は中央銀行の統制力を強化し、中央銀行制度確立にとつて絶好の機會を與えるものであつた。時に米國の購銀政策によつてうながされた金融恐慌に對處すべく、一九三五年幣制緊急令が公布され、銀の國有、兌換停止、法幣を中央、中國、交通（一九三六年中國農民銀行を加う）の發行券に限定する所謂新貨幣政策の實施を見たのであるが、國幣に四あり各々分區發行制をとるため同一銀行券に於ても價值に高下あり、省銀行、地方銀行の紙幣發行禁止に對する「設立省銀行或地方銀行及領用或發行券暫定辦法」は、地方に於ける通貨の梗塞を緩和し、法幣の流通地域擴大に利するところがあつたが、幣制紊亂の弊を内包するものであり、統一工作に關して正に一步前進二歩後退といふべきものであつた。

國民政府に於ける通貨統一工作は今次の内戰によつて事實上終つたのであるが、中國通商銀行開辦以來とにかく統一工作は續けられたのであり、この間國際匯兌委員會（Commission on International Exchange）の所謂中國圓法條議（一九〇三年）をはじめ、ゼンクス（E. W. Jenks）案（一九〇三年）、ハート（R. Hart）案、ヴィッザリング（G. Vissering）案（一九一一年）、ケメラ（Kemmerer）案（一九二九年）等外國側よりする改革案の進言もなされたが、いづれも金本位制の實施困難、特に“foreign controller”の反對によつて單に獻策に止り、かくて五十年の成果は廢兩改元及び四國立銀行による法幣の定立に止るものであつた。

- 18) 先に銀行公庫兌換條例（一九一九年）の決議があつたが實施に到らず、公庫制大綱はこの復元と見られうるものである。公庫制は前掲條例「此制倘能實行、公庫與銀行既絕對分而爲二、營業與發行當然不能混合、營業既有失敗、鈔券乃有準備、所停兌等事、從此摧除淨盡」に明かにせられる如く銀行に就ける發券部門と營業部分とを分離し、兌換準備を保證せんとするものである。

新中國に於ける金融制度に付いて 三木

19)

領有に次の如き方法あり

延期交現換領鈔券之辦法 銀行及び錢莊の發行手形を準備として

現洋換領鈔券之辦法 現金納入によつて

放用鈔券之辦法 貸付の方法により

流用數給息之辦法 現金納入によるが流通額に月利を支拂う

用商業滙票領券之辦法 商業手形を準備として

用現金與道契領券之辦法 現金及び地券を準備として

(馬寅初、中國銀行論、二七四—二八一頁)

20)

尙領用制度の濫觴は一九一五年中國銀行と浙江興業銀行との間に於ける領券契約の計立とせられる。錢莊との領用は一九二四年中國銀行と上海の錢莊十四家との間に行われたものが最初である。(張家驥、中華幣制史、一四〇—一四三頁)

例えば四川省に於て

一九一二年 軍票一千數百元(一九一五年額面の二分の一で回收)

一九一六年 中國、交通、濬川源の諸行、一千万元(一九一九年額面の三割で回收)

一九二二年 大中銀行 五萬元(額面回收)

一九二三年 四川省銀行、六十萬元(不回收) 四川官號 二六七萬元

その他四川省の官立、半官立銀行及び重慶地方銀行、重慶川康銀行、第二十一軍の糧契稅券等あり

21)

(吳承禧、中國的銀行、一三八頁。王承志、中國金融資本論、五七頁)

一九八四年八月 全國金圓券を發行して法幣に代う。金圓券經濟崩壞によつて翁內閣桂冠。

一九四九年 華北 華中の都市喪失に備えて銀元券を發行。

他方、中國共產黨は解放區に於て邊區銀行券を流通せしめ、國民政府の貨幣工作と對決しつゝあつた。

邊區に於ける通貨工作の特徴は「統一政策に於ける事業の分割實施」の原則による各邊區獨自の分區發行制をとると

ころにある。この方法は、當時各邊區が點在し、その經濟實勢に甚しい差異があり、その上邊區の存亡常ない状態にあつては、流通區域を限定して、相互の經濟的變動の波及、轉嫁をさけうると共に、國府による經濟擾亂工作を各個に防止しうる極めて實効ある施策であつた。

邊區銀行券は、一九三八年の陝甘寧邊區券を以て嚆矢とせられるが、一九四二年に到る間、普察冀、普冀魯豫の各邊區銀行、山東の北海、魯西の諸行、西北農民銀行、蘇北區の華中、淮南、江南の諸行、蘇中銀行、皖中區の大江銀行、豫鄂建設銀行等の發券あり、一九四六年以來内戰の進捗と解放區の擴大に伴い一九四八年一日陝甘寧邊區銀行券と普綏邊區銀行券は西北農民銀行券によつて回收され、五月普察冀と普冀魯豫の邊區は華北解放區に統合、ここに華北人民政府の樹立を見、兩邊區券は華北人民銀行券によつて回收、次いで八月西北農民、華北、山東の諸行を統合改組して中國人民銀行を創設し、十二月以後、人民銀行による各邊區銀行券の回收が急速に進められるに到つた。既に長城以南、黃河以北は殆んど解放せられ、解放區からの法幣流入によつて與えられた國府地域の經濟的打撃は甚大であり、法幣經濟崩壞の機を早めたものと考えられるのである。²²⁾

一九四九年十一月、中原解放區の中州券、潮梅解放區的裕民券、新陸券は先づ南方券に、ついで人民券に兌換、一九五〇年旅大行政區的關東券は東北券に回收せられて、華北、山東、中南各區内の通貨統一を見た。

一九四九年九月、中華人民共和國成立し、人民銀行は新國家の中央銀行としての名實を備え、一九五〇年三月財經統一工作の實施を機に幣制統一の最後の段階を完成した。

この時、人民券は中國本部に、東北券は東北（滿洲）に、內蒙古券は內蒙古に、他は新疆券あり流通しつゝあつた。一九五一年三月二一日、まず東北券、內蒙古券の人民券一元對各券九五元五角の公定比價による回收が決定、東北券に關しては四月一日から三〇日迄第一段階とし、無制限兌換、五月一日から三一日迄を第二段階とし、流通

を禁止、無制限兌換、內蒙古券に關しては、四月一日から無制限兌換、六月一日からその流通を禁じ七月に到つて回收の完了を見た。²³⁾ ついで一〇月新疆券の回收を完了して、ここに全中國の通貨統一が全面的に終結したのである。²⁴⁾

22) 一九四八年一月國府翁文灝内閣は貨幣政策の失敗により總辭職、孫科内閣成立。

23) 政務員關於收回東北銀行和內蒙古人民銀行所發的地方流通券的命令、一九五一年三月二〇日。

24) 王靜然、前掲書。

貨幣に關する罰則として一九五一年四月一九日公布「金融擾亂處罰條例」がある。

五

從來、中國幣制不統一の要因は、金銀の價格變動が極めて大きく、それが絶好の投機對象となつていた事情に基くものであるが、人民銀行は發券準備に貴金屬をとらず、その基礎を生活必需物資に置く處に特異性が認められる。この事は、戰亂によつて金銀が海外に逃避し政府手持量が僅少であつた事情に由るものと考えられるが、金銀を投資の対象とする私的金融業を弱體化せしめ、又在華外籍銀行と中國經濟との切斷を企圖するものとして重要な意義をもつものであつた。

一九五〇年六月國內に於ける金銀の流通を禁じ人民銀行の管理するところとなり、金銀はあげて外國爲替基金に充當するを得、財經統一工作の成果と相俟つて、七月、外國爲替一元化を實現するに到つていたのである。

發券準備として生活必需物資を充當する方式は、先づ生産を増加し、生産物の統一的管理が嚴密に行われ、發券を財貨的流通に適切に對應せしめることが不可欠の要件である。財經統一工作によつて流通機構の調劑が適正に行はれ

つゝあるところであるが、通貨調節上特に注目すべきは析實貯蓄である。

析實貯蓄は一八五〇年六月以來一般に實施せられたものであるが、保本保値存款³⁾と呼ばれる如く、人民券貯蓄額を標準實物單位に換算記帳し、拂戻は再び當期の標準實物單位によつて人民券に換算支拂われる方法で、インフレーションによる貯蓄貨幣の減價を防ぎ、以て生活水準を保證し、節約と貯蓄を獎勵し、生産基金を増加せしめる一石三鳥の効果をもつものである⁴⁾。

1)

一九五〇年七月八日まで華僑送金のための華僑送金レート、外貨で國債が購買出来る購債レートおよび貿易レートの三あり、各地各様の相場があつた。ちなみに廣東に於ける一九五〇年三月一日の相場を示せば次の如し。

	對米(弗)	對英(ポンド)	對香港(ポンド)
購債レート	三四、五〇〇	八七、五〇〇	五、二六七
華僑レート	三三、〇〇〇	七九、三四〇	五、〇〇〇
貿易レート	二四、七〇〇	六〇、三〇〇	三、七〇〇
七月以降の公定統一レート次の如し			
	對米	對英	對香港
七月 八 日	三五、〇〇〇	九三、二〇〇	五、八〇〇
八月 七 日	三二、二〇〇	八一、二二〇	四、九五〇
九月 五 日	三一、〇〇〇	七八、二一〇	四、七五〇
十二月 二十 日	三〇、〇〇〇	七八、三〇〇	四、七五〇
十二月 二十五 日	二七、三六〇	七三、五七〇	四、五〇〇
一九五一年			
一月 四 日	二四、九〇〇	六八、三七〇	四、二〇〇

新中國に於ける金融制度に付いて 三木

一月二十五日

二二、八九〇

六二、三五〇

三、八八〇

(アジャ旬報一〇二號)

2) 王達夫、前掲書

3) 析實單位は上海に於ては中ウルケ米一升、一二ポンド龍頭布一尺、食用油一兩、普通豆灰一斤の合計價格

これと物價との關係を示せば

一九五〇年

析實單位

卸賣物價指數

一九五〇年

析實單位

卸賣物價指數

一月

三、九九二

六三一・五〇

七月

五、一八一

八一三・八八

二月

五、七九九

八二九・六二

八月

五、二〇〇

八三八・四四

三月

六、二二九

八九八・七五

九月

五、〇三八

八五五・〇九

四月

五、六八〇

七八五・五八

十月

四、九六七

八八〇・九七

五月

五、三八五

七〇〇・三一

十一月

五、〇〇三

八九三・二八

六月

五、二三八

七七五・六一

十二月

四、九八二

八六六・四二

4)

析實單位は公定價格 物價指數は一九四九年八月下旬を一〇〇(アジャ旬報一〇二號)

同様の趣旨と方法による折實公債の後行がある。

未完

一九五二、三